

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	担当 瀬谷区福祉保健課 柿沼 電 話 045-367-5744
----------	--------------	-----	---------------------------------------

## 設 計 書

1 件 名 令和5年度 新型コロナウイルス感染症等対策健康調査等業務  
人材派遣契約

2 履 行 場 所 瀬谷区福祉保健課

3 履 行 期 間  期間 令和5年4月1日 から 令和5年5月7日 まで  
又 は 期 限  期限 令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 別添仕様書及び資料記載のとおり

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 業 務 概 要  
新型コロナウイルス感染症等の健康調査、相談支援等

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

8 部 分 払

■ す る (2回以内)

□ しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
新型コロナウイルス感染症等に関する健康調査等業務	令和5年4月	(360)	時間	, 円	( , ) 円
就業時間外(4月)	令和5年4月	(30)	時間	, 円	( , ) 円
新型コロナウイルス感染症等に関する健康調査等業務	令和5年5月	(60)	時間	, 円	( , ) 円
就業時間外(5月)	令和5年5月	(4)	時間	, 円	( , ) 円

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

派 遣 料 金	¥ ( , , . - )
内 訳 業 務 価 格	¥ ( , , . - )
消費税及び地方消費税相当額	¥ ( , . - )

## 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
新型コロナウイルス感染症等に関する健康調査等業務(4月)	(360)	時間	,	( , )	
就業時間外(4月)	(30)	時間	,	( , )	
新型コロナウイルス感染症等に関する健康調査等業務(5月)	(60)	時間	,	( , )	
就業時間外(5月)	(4)	時間	,	( , )	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

9 契約全般に関する内容

事業所	名 称 横浜市役所
	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
就業場所	名 称 横浜市瀬谷区福祉保健課
	所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地
就業日	令和5年4月1日(土)から令和5年5月7日(日)までの期間(計37日間)
就業時間	平日:午前8時45分から午後5時15分まで(1日7.5時間勤務、休憩時間1時間) 土曜日・日曜日・祝日:午前10時00分から午後5時00分まで(1日6時間勤務、休憩時間1時間)
安全及び衛生	VDTの連続操作は1時間までとする。1時間以上の連続操作をする場合は、10分間の休息を与える。その他派遣先は法令により課された責任を負う。
労働者派遣契約の解除にあたって生じる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	労働者派遣基本契約書第21条に準ずる。
時間外労働	時間外労働は原則行わないが、やむを得ない場合には、横浜市は、前記の就業時間に拘らず、派遣労働者に時間外労働を命ずることができる。 (1) 就業時間外の労働を命ずる場合、1日4時間、1か月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。 (2) 1日の実労働時間が8時間を超える勤務については、超えた部分を法定時間外勤務とし、割増賃金(1時間あたり通常時間単価の1.25倍)を支払う。 (3) 就業時間は15分単位とし、15分未満は切り捨てる。
福祉増進のための便宜供与	横浜市は派遣労働者に対して、厚生設備(給湯室、休憩スペース等)を利用することができるよう便宜供与するものとする。
支払条件	請求書による支払い。 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内。

10 個別契約内容

派遣先責任者	部 署	横浜市瀬谷区福祉保健課 電話 045-367-5744	
	氏 名	瀬谷区福祉保健課長	
派遣元責任者	部 署		
	氏 名		
指揮命令者		瀬谷区福祉保健課長	
派遣人員		平日：2名 土曜日・日曜日・祝日：1名	
派遣料金（概算金額）		¥（ ， ， .- ）（税抜き）	
派遣期間		自 令和5年4月1日 至 令和5年5月7日	
苦情 処 理	申 出 先	派遣先	部 署 横浜市瀬谷区福祉保健課 電話 045-367-5744
		氏 名	瀬谷区福祉保健課健康づくり係長
	派遣元	部 署	
		氏 名	
苦情 処 理 方 法	<p>① 派遣先における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。</p> <p>② 派遣元における上記記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知する。</p> <p>③ 派遣先・派遣元は、各々自社内でその解決が容易であり、かつ即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。</p>		